

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書

安倍総理は、昨年11月の経済財政諮問会議で「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす。」と延べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする。」と、現在の最低賃金の水準の低さを認めました。しかし、このペースでは、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円をめざす。」とした「雇用戦略対話」での政労使合意を先延ばしすることになる。

雇用労働者の約4割が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアである。不安定雇用と低賃金のために、自立、出産・育児もできず、少子高齢化が進行し、社会基盤を硬直化させている。さらに、地域別最低賃金は、最も高い東京で907円、最低額は鳥取、高知、宮崎、沖縄で693円である。フルタイムで働いて月10万～13万円の手取りでは、人間らしい自立した生活は到底できない。さらに、地域間格差が214円に拡大し、労働力が地方から都市部へ流出し、地域経済を疲弊させている。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げて、すべての働く人の賃金を直ちに時間額で1,000円以上に底上げすることが必要である。

アベノミクスによる「異次元の金融緩和」で大企業の内部留保は増えたが、実質賃金は下落を続けている。真の「経済再生」を実現するには、大企業本位ではなく、中小企業への経営支援を拡充し、下請単価の改善を図り、人間らしく生活のできる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請単価、課税最低限などを整備して、誰もがどこでも安心して暮らせる社会に転換する必要がある。

よって、扶桑町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 最低賃金を、すぐに時間額1,000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 6 月29日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会